平成２５年（フ）第１２８号
東京都目黒区東山３丁目17―７―301
破産者　小菅　美之
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４１０号
埼玉県富士見市関沢２丁目21―17
破産者　畠澤　宏信
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９６号
東京都世田谷区尾山台１丁目15番14号
破産者　有限会社イーエックステクニカルデザイン
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９７号
東京都世田谷区尾山台１丁目15―14　富士マンションＡ棟102
破産者　坂田　敏和
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６３号
東京都文京区湯島３丁目21番５号
破産者　株式会社ラスタービジョン
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６４号
埼玉県さいたま市南区関１丁目10―19
破産者　新藤　直樹
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２７号
東京都世田谷区宮坂３丁目９番４―310号
破産者　有限会社ロイヤル・マネージメント・グループ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２２８号
東京都世田谷区宮坂３丁目９―４―310
破産者　村本　祐司
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３４号
東京都中央区銀座１丁目13番１号
破産者　フォボス合同会社
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８５号
東京都中野区本町１丁目23番９号
破産者　株式会社ユナイテッドコミュニケーションサービス
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８６号
東京都港区南青山３丁目１番36号　丸竹ビル３階
破産者　ＰＡＳコンサルティング株式会社
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８８号
東京都世田谷区祖師谷１丁目30番10号
破産者　有限会社アンエアープランニング
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８９号
東京都世田谷区大蔵３丁目５―28―305
破産者　山口　一枝
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３９０号
東京都世田谷区大蔵３丁目５―28―305
破産者　小栗山國久
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６号
東京都大田区矢口３丁目17番６号
破産者　有限会社白幡精工
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１８号
東京都杉並区西荻南１丁目13番15号
破産者　株式会社創元
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１９号
東京都武蔵野市吉祥寺南町４丁目20―５
破産者　鈴木　邦一
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４３６号
東京都江戸川区北葛西４丁目４番１号
破産者　有限会社サン・セレーナ
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４１号
埼玉県所沢市中新井２丁目667―101、開始決定時の住所埼玉県所沢市中新井３丁目20―Ｂ―804
破産者　各務英一郎
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４９７号
東京都世田谷区大蔵６丁目18番７号
破産者　エフアイ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７３号
東京都墨田区緑４丁目28番６号
破産者　株式会社シーアンドシー
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５７８号
東京都新宿区中里町27番地
破産者　株式会社アートアイデア
1　決定年月日　平成25年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部